

地域計画について

1. 「地域計画」策定の趣旨・目的

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域農業の将来像として各地域の話し合いにより策定してきた「人・農地プラン」が「地域計画」に変わり、令和7年3月末までに策定することになりました。

地域計画とは、これまで耕作してきた農地を次の世代も耕作していくために、

「地域農業をどのように維持・発展していくのか」 **「将来、地域の農地を誰が利用するのか」**

について、地域の農業者等を中心に話し合い、将来の地域の農地利用の姿を明確にするために策定する計画です。

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地域計画
(地域農業の将来の在り方 + 目標地図)

なぜ今なのか？



2. 「地域計画」の策定地域と区域の設定について

人・農地プランは、概ねJA仙台の支店ごとに策定しており、後継計画の地域計画でも、同様の地域で策定を予定しています。

策定予定地域

中田、西多賀、生出、秋保、六郷、七郷、高砂、岩切、泉、根白石、宮城

区域の設定

地域計画の区域は市街化区域内の農地を除き、下記を参考に地域での話し合いをもとに決定します。

地域計画の区域に入れる予定の農地※1

- 農業振興地域の農用地区域の農地※2
- 上記の区域以外でのみ耕作している認定農業者等の地域の担い手の農地

※1 園芸施設や畜舎などの農業用施設も含まれます。

※2 農業振興地域制度についてはこちらのホームページをご覧ください。➔



3. 「地域計画」に必要な「目標地図」について

地域計画には、10年後に地域計画の区域内的の農地を誰が利用していくかを一筆ごとに示した目標地図を作る必要があります。

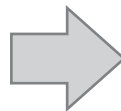
経営意向調査結果（令和5年6月調査済）や現況の農地利用図を参考にしながら、地域で話し合いを行い、原案を作成します。

○耕作者の現況地図と経営意向

拡大 A	拡大 A	現状維持 C	現状維持 C	現状維持 D
現状維持 E	やめたい I	拡大 B	現状維持 F	やめたい J
現状維持 E	拡大 A	現状維持 F	縮小 G	やめたい J
意向調査 未回答	拡大 B	やめたい K	拡大 B	縮小 G

○目標地図

拡大 A	拡大 A	現状維持 C	現状維持 C	現状維持 D
現状維持 E	拡大 A	拡大 B	現状維持 F	検討中
現状維持 E	拡大 A	現状維持 F	縮小 G	検討中
意向不明	拡大 B	拡大 B	拡大 B	拡大 B



（経営意向と耕作者の例）

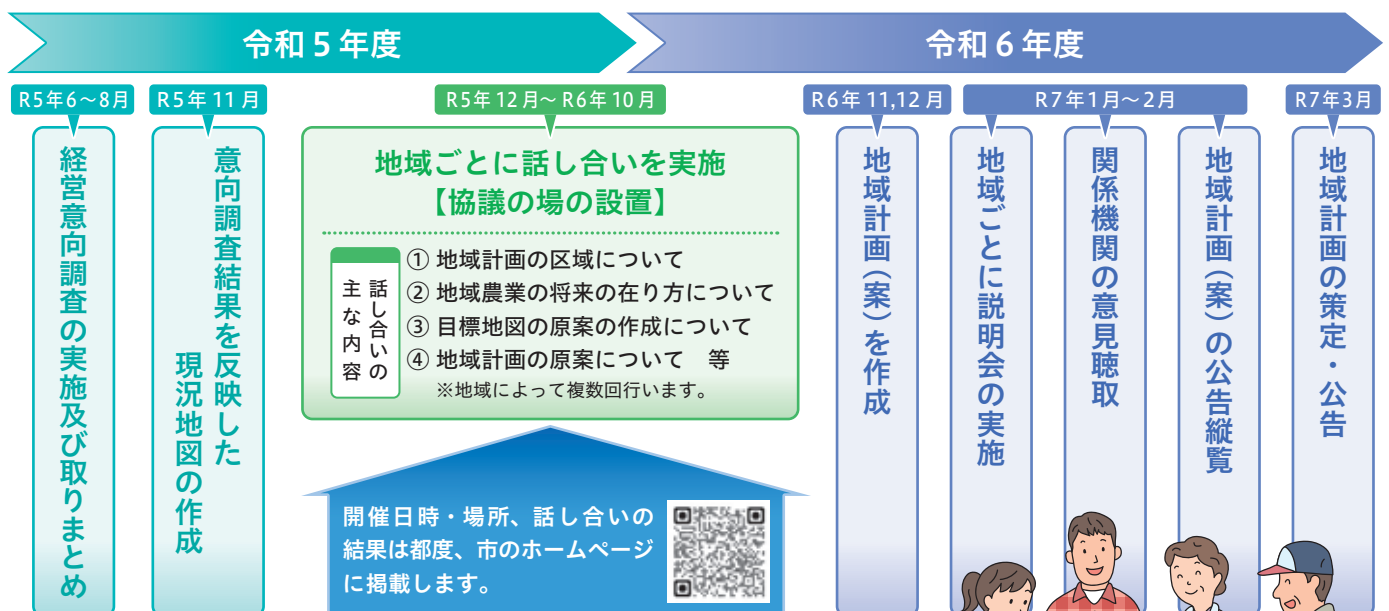
- ・規模拡大：Aさん・Bさん
- ・現状維持：Cさん・Dさん・Eさん・Fさん
- ・規模縮小：Gさん
- ・やめたい：Iさん・Jさん・Kさん

- ・経営意向調査でやめたいと回答した人の農地を引き受けられる耕作者を話し合う
- ・決まらない場合は「検討中」とする
- ・耕作者同士等で話し合いが整った場合、耕作している農地を一部交換する

地域計画の区域内的の農業者で、経営意向調査に規模拡大・現状維持・規模縮小と回答した方は、地域計画の「地域の農業を担う者一覧」に位置づけられ目標地図に掲載されます。

なお、令和7年3月の計画策定以降も地域計画の区域や掲載する人を変更することができます。

4. 策定までの流れ



話し合いの
参集範囲

- 地域の農業者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体等）
- 地域の関係者（農業協同組合の実行組合長会の関係者等）
- 関係機関（市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区）
- ホームページで公表した開催日時等を確認して申込みをした者



5. 地域計画策定のメリット

地域農業の将来の在り方や、10年後の耕作者の見通しをつけることで、認定農業者や新規就農者等の担い手が少ない地域では、区域外からの参加者が営農しやすくなります。

また、国の補助事業には、地域計画の区域内での取組や目標地図に位置づけられた農業者を対象とする事業があります。

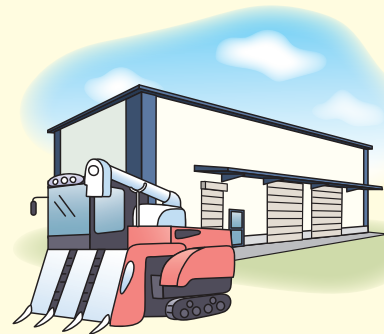
【地域計画の区域内や目標地図に位置づけられた農業者への主な支援措置】

① 地域計画を策定した区域を対象とする支援措置

- 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）
- 機構集積協力金（地域集積協力金、集約化奨励金）
- 農地耕作条件改善事業 等

② 目標地図に位置づけられた農業者を対象とする支援措置

- 農地利用効率化等支援交付金
- 新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置
- 農業経営基盤強化準備金制度 等



※各種支援事業にはそれぞれ別途要件があります。

6. 地域計画に関連した農地に関わる制度変更

地域計画が策定された令和7年4月以降は、以下の手続きに関する変更が見込まれます。

(1) 農地の貸借手続きの変更

農地の貸借に関する契約は、農地中間管理機構を通じた契約または農地法第3条に基づく契約のいずれかになります。（次ページの「参考」に記載）

(2) 農地中間管理事業での農地賃貸借契約の受け手要件の変更

地域計画が策定された区域内の農地を農地中間管理機構を通じて借りる場合、農地の受け手（耕作者）は、地域計画の目標地図に位置づけられた者であることが要件となります。

(3) 農業振興地域の農用地区域からの除外、農地転用許可要件の変更

地域計画が策定された区域内の農地について、農用地区域からの除外や農地転用をする際の要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加され、先に地域計画を変更する手続きが必要になるため、これまでより当該手続きに時間を要する可能性があります。

地域計画 Q&A

Q 令和7年3月に地域計画を策定した後、地域計画の区域や「地域の農業を担う者一覧」は、変更できますか？

A 区域や人を追加したり、削除したり、適宜変更できます。

Q 「目標地図」通りに賃貸借の契約をしなければならないのですか？

A 必ずしも地図の通りの賃貸借をしなければならないわけではありません。ただし、農地中間管理事業で賃貸借をする場合は、マッチング先の候補となります。

Q 地域計画の「地域の農業を担う者一覧」に名前が載らないとどうなりますか？

A 3ページの5の支援措置を受けられなかったり、農地中間管理事業を活用し農地を借用できなくなります。これらの事業を活用する予定がない場合は、担う者一覧に載らなくても支障はありません。

参考（令和7年4月以降の農地の貸し借り）

	農地中間管理事業	農地法第3条の賃貸借
根拠法	農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法	農地法
対象区域	市街化区域以外の農地	全域の農地
契約方法	所有者（貸し手） ↔ 農地中間管理機構 ↔ 耕作者（受け手）	所有者（貸し手） ↔ 耕作者（受け手）
契約期間	原則10年以上	規定なし
貸付け先（受け手）の要件	地域計画の区域内の農地は、地域計画の目標地図に位置づけられた者 地域計画の区域外の農地は、同右	農業に従事することが確実であると認められること
貸付け先の選定	貸付け先は農地中間管理機構に一任（地域計画の区域は目標地図を参考に選定）	当事者間での合意
賃借料の支払い方法	農地中間管理機構を介した支払い（金納のみ）※毎年11月精算	当事者間の合意により決定（金納・物納）
手数料	賃借料の1%	なし
契約期間の満了	契約期間満了後、農地を使用する権利が所有者に戻る ただし再設定による契約更新も可能	一定の期間内に解約の意思表示が無い場合、契約は自動更新

問い合わせ先

地域計画に関する問い合わせ先

仙台市経済局農林部農業振興課

電話 022-214-7327

メール kei008130@city.sendai.jp

農地情報に関する問い合わせ先

仙台市農業委員会

電話 022-214-4340

メール nou024400@city.sendai.jp